

◎千九百五十四年十一月五日にラングーンで署名された日本国とビルマ連邦との間の平和条約第五條1(a)(iii)の規定に基づくビルマ連邦の要求に関する議定書

(略称) ビルマとの賠償再検討要求に関する議定書

目次

昭和三十八年三月二十九日	ラングーンで署名
昭和三十八年七月六日	国会承認
昭和三十八年十月二十二日	批准の内閣決定
昭和三十八年十月二十二日	批准書認証
昭和三十八年十月二十五日	東京で批准書交換
昭和三十八年十月二十五日	公布及び効力発生の告示
昭和三十八年十月二十五日	(昭和三十八年条約第三十三号)効力発生

賠償再検討要求の不提起.....

ページ
一一三

千九百五十四年十一月五日にラングー
ンで署名された日本国とビルマ連邦と
の間の平和条約第五条1(a)(III)の規定に
基づくビルマ連邦の要求に関する議定
書

日本国とビルマ連邦との間の経済及び技術協力に関
する協定に本日署名するにあたり、下名の全権委員
は、次のことを協定した。

ビルマ連邦は、日本国とビルマ連邦との間の経済及
び技術協力に関する協力に関する協定の効力発生の日
の後は、千九百五十四年十一月五日にラングーンで署
名された日本国とビルマ連邦との間の平和条約第五条
1(a)(III)の規定に基づくいかなる要求をも提起しないも
のとする。

この議定書は、批准されなければならない、批准書が
交換された後、日本国とビルマ連邦との間の経済及び
技術協力に関する協定の効力発生の日に効力を生ず
る。

ビルマとの経済技術協力協定及び賠償再検討要求に関する議定書

PROTOCOL CONCERNING THE UNION OF
BURMA'S CLAIM BASED ON ARTICLE V,
PARAGRAPH 1 (a) (III) OF THE TREATY
OF PEACE BETWEEN JAPAN AND THE
UNION OF BURMA SIGNED AT RANGOON ON
NOVEMBER 5, 1954

At the moment of signing this day the Agreement
between Japan and the Union of Burma on Economic
and Technical Co-operation, the undersigned Plenipoten-
taries have agreed upon the following :

The Union of Burma shall not present any claim
based on the provisions of Article V, paragraph 1
(a) (III) of the Treaty of Peace between Japan and
the Union of Burma signed at Rangoon on November
5, 1954, after the date of coming into force of the
Agreement between Japan and the Union of Burma
on Economic and Technical Co-operation.

This Protocol shall be ratified and, after the instru-
ments of ratification shall have been exchanged, shall enter
into force on the date of coming into force of the
Agreement between Japan and the Union of Burma on
Economic and Technical Co-operation.

千九百六十三年三月二十九日にラングーンで、英語により本書二通を作成した。

DONE in duplicate, in the English language, at
Rangoon this twenty-ninth day of March of the year one
thousand nine hundred and sixty-three.

日本国のために

飯塚定輔

小田部謙一

FOR JAPAN : FOR THE UNION OF BURMA :

Sadasuke Iizuka Thi Han

Kenichi Otake

ビルマ連邦のために

ティ・ハン

(参考)

この協定は、ビルマ連邦の経済及び社会の発展に協力するため、一億四千万ドルに上る日本国の生産物及び役務からなる無償援助を十二年の期間内にビルマ連邦に供与することを定め、及びその供与の実施のため、実施計画の合意、契約の締結、支払、特権を有する使節団の設置等につき規定したものである。また議定書は、この協定の発効後は、ビルマ連邦は、賠償再検討の要求を提起しないことを定めている。